

三芳町建設工事等指名業者選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三芳町契約規則(昭和39年三芳町規則第3号)、三芳町建設工事等指名競争入札参加資格に関する規則(平成元年三芳町規則第14号)及び三芳町工事等請負業者指名委員会規程(昭和51年三芳町規程第2号)に定めるもののほか、町が発注する建設工事等の指名業者選定について必要な事項を定めるものとする。

(業者選定の基準)

第2条 指名業者の選定にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 経営及び信用の状況が良好であり、不誠実な行為がないこと。
- (2) 工事の手持ち状況、契約高を総合して工事施工能力があると認められること。
- (3) 最近の工事成績が良好であること。
- (4) 当該工事について技術的な適応能力があると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、指名業者として選定することができる。

- (1) 特殊な機械を購入設置するとき。
- (2) 特殊な工法又は技術を必要とする工事であるとき。
- (3) 施工上、地理その他の条件が有利であると認められるとき。

(業者選定の制限)

第3条 指名業者の選定にあたって、次の各号のいずれかに該当する場合は、その業者の選定を制限することができる。

- (1) 正当な理由がなく、工事期限を遅延しているとき。
- (2) 指名停止期間中であるとき。
- (3) 経営状態が著しく不健全であるとき。
- (4) その他特に指名を制限する必要があると認められるとき。

(業者選定の優先順位)

第4条 指名業者の選定は、次の優先順位により行うものとする。ただし、特別な技術を要する工事、設計、物品等購入の指名業者の選定についてはこの限りでない。

- (1) 町内に本店又は主たる営業所(委任を受けている事務所をいう。以下同じ。)を有している業者
- (2) 富士見市又はふじみ野市に本店若しくは主たる営業所を有している業者
- (3) 西部第一広域行政圏(埼玉県西部第一広域行政推進協議会規約(昭和56年規約第3号)第2条に規定する市町をいう。)に本店又は主たる営業所を有している業者

附 則

この告示は、公布の日から施行する。